

# 国土交通省認定製品 **ハネダ ザ・ウォール**とは

当社では鉄筋コンクリートL形擁壁について既にこの分野のパイオニアとして、ハネダ ブレキャストウォールを開発し、官公庁各位はじめ、民間デベロッパー各位のご愛顧を頂いておりますが、従来、宅地造成に使用する場合には、その都度行政当局の認定が必要でした。

今度、鉄筋コンクリートL形擁壁について認定制度が発足し、建設大臣の認定を得た製品については、宅地造成等規制法施行令第15条の規定に基づき同令第6条に規定する擁壁並びに旧建築基準法第38条の規定に基づき同法施行令第79条の規定によるものと同等以上の効力があるものと認められることとなりました。当社でも、業界に先駆けて、建設大臣認定製品「ハネダ ザ・ウォール」を新たに開発いたしました。

宅造用として安心して、手軽にご採用頂けるものと存じます。

